

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名 <u>厚生労働省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（徴収規定等）		
要望項目名	平成23年度以降の「子ども手当」に関する税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 子ども手当は、急速に少子化が進展する中、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する、また、子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会を形成していく観点から創設するものである。</p> <p>・ 特例措置の内容 平成22年度の子ども手当（1.3万円）については非課税となっているが、平成23年度に向けて、手当額の上乗せや、その一部を現物給付に充てる等の検討を行っており、予算編成過程における検討を踏まえ、個人住民税の非課税措置など税制上の所要の措置を講じる。</p>		
関係条文	○ 地方税法第2章第1節道府県民税、同法第3章第1節市町村民税 ○ 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律第14条、第15条		
減収見込額	（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 急速に少子化が進展する中、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する、また、子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会を形成していく観点から、次世代育成支援対策を推進する必要がある、その一つとして子育て家庭に対する経済的支援の充実を図る必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性 次世代育成支援対策を推進するため、平成22年度に引き続き子ども手当制度を創設する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする 社会づくりを推進すること 施策目標3 子育て家庭の生活の安定を図ること 3-1 子育て家庭の生活の安定を図ること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援し、他の施策とあいまって、子どもを安心して生み、育てることができる社会の構築に資するものであり、結果として少子化の流れを変えること等に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	子ども手当の充実 1兆7,375億32百万円(平成23年度概算要求額)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置が、子ども手当の支給及び本要望の前提となる。
	要望の措置の妥当性	子ども手当に課税した場合、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという子ども手当の趣旨や効果が損なわれる。 子ども手当制度は、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという観点から実施するものであり、子どもが健やかに育つ上での基礎的な部分を保障するものである。いわば子どもが健やかに育つ上でのセーフティネットであり、非課税措置等をすべきものである。
	ページ	1 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成22年度税制改正要望において、平成22年度における子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設を要望し、認められている。